

まとめ

計画の作成

本報告は、市町村介護保険事業計画のうち市町村が作成する地域支援事業に関する部分について、市町村が円滑に作成することができるよう、介護予防事業に関して参考となる事項等を示したものである。本報告では、市町村介護保険事業計画において介護予防事業の対象となる特定高齢者数を適切に推計し、これを踏まえて実施すべき事業の量、費用及び効果（評価）等を効率よくかつ適切に計画できるように配慮した。

介護予防事業の創設に伴い、介護予防・地域支え合い事業、老人保健事業等が見直されるため、市町村ではこれらの事業の見直しを踏まえて、地域の実情に応じた適切な計画が求められる。しかし、計画作成のための期間が限られていることから、市町村では効率よく計画を作成する必要がある。

本報告を活用し、地域の特性を踏まえた市町村介護保険事業計画が円滑に作成されることを期待する。

喫緊かつ時代の要請としての取組

介護予防事業の実施に際しては、対象者への自立支援の視点が重要である。このため、個別支援、自立意欲・自己決定の尊重、潜在的可能性への対応、といった観点からの計画づくりが求められる。

また、介護予防事業の計画づくりの過程では、市町村介護保険事業計画の作成プロセスへの住民参加が重要である。このプロセスでは、情報提供、自己選択、自己決定等の観点が必要であり、介護予防特定高齢者施策対象者把握などのニーズ把握のためのアンケート調査、地域懇談会等への参加などが求められる。また、顕在化しにくい住民の意見への配慮等が重要であり、行政と市民との双方向の連携が必要となる。

今日の保健医療福祉政策の礎として、受け手の立場、すなわち住民参加の原則がある。こうした考え方を踏まえ、さらに利用者の満足度や自己決定の原則、権利擁護への配慮が重要である。

また、介護予防事業は、高齢社会における地域づくり、ひいては健康と居住や生活の実感を謳歌するまちづくりにも結びつくものである。生活環境等の整備と情報活動をどのように組み合わせるか、個別的なケアサービスを住宅の機能とどのように連携させるかなど

の組み合わせの考え方や、地域の社会資源をどのように組み合わせるかを柔軟に新しい概念をどのように地域で醸成するかが重要である。このためには、医療、福祉、教育、住宅、労働などにわたる総合的な視点に立つことが必要である。さらに地場産業の活用、その他の地域資源との連携による介護予防事業の創意工夫が重要である。

介護予防事業の円滑な実施では、市町村内の地域資源との連携が不可欠である。市町村レベルでの地域資源との連携を促進するため、都道府県が広域的な観点から支援することが考えられる。例えば、そのためのマニュアルの作成、参加型の初任者・現任者研修の実施、推進協議会等による専門家も含めた総合的な支援体制、専門機関の相談助言機能の強化、モデル地域の指定による啓発事業等が挙げられる。

介護予防事業に関する事業計画は、それぞれの市町村で求められている介護予防事業の必要量やその効果など、戦後のベビーブーム世代が65歳になる2015年に向けた地域介護政策課題の解決への道筋をあらわす重要な計画である。市町村は、介護予防事業の確実な実施を図るため、あらゆる事業との連携や関連機関との協力が重要となる。

介護予防は、生活習慣病予防やヘルスプロモーションムーブメントに沿った展開、そして介護予防一般高齢者施策を視野に入れた広義の介護予防も重要であり、これらは老人保健福祉計画等を含めた幅広い地域包括ケア体制の行政計画の中で位置付けるべきである。

今後の課題

介護予防事業においては、高齢者人口の5%程度と想定される特定高齢者の介護予防特定高齢者施策等への参加を通じて、そのうちの20%が要介護者にならないようにすることが目標である。しかし、対象とする高齢者の把握が適切でない場合には、例えば、もともと元気な高齢者に対し介護予防特定高齢者施策を実施し、その結果、要介護にならなかった高齢者として評価することなどについては、事業の効果に問題が残る。また、事業に投じる資源に対して得られるアウトカム評価に疑問が残る場合も考えられる。

これらの解決のため、介護予防特定高齢者施策の対象者としての選定や個別の事業メニューの対象者とする際のスクリーニングが極めて重要であるが、現時点でのエビデンスの蓄積状況等を踏まえると、成果の解釈等について意見が分かれることも考えられる。こうしたことから、事業の対象者の選定等は極めて重要であり、また事業実施における対象者のモニタリング等の方法の確立や、そのために必要な諸方策の提示が今後の課題と言える。

介護予防事業に係る市町村介護保険事業計画に関する研究班

研究班員名簿

- ◎班 長 ○分科会長 ○* 分科会長(最終報告)
- 生田 惠子 社団法人 国民健康保険中央会 参事
 呉大学看護学部看護学科 教授 (平成17年4月～)
- * 石田 光広 稲城市福祉部 介護保険担当課長
 市川 一宏 ルーテル学院大学長 (社会福祉学部人間福祉学科 教授)
- ◎ 烏帽子田 彰 広島大学大学院医歯薬学総合研究科 教授
 (公衆衛生学/健康政策科学・医療システム学)
- 大塚 宏子 千葉県柏市保健福祉部保健福祉総務課 専門監
川越 雅弘 日本医師会総合政策研究機構 主席研究員
齋藤 真理子 栃木県鹿沼市保健福祉部高齢福祉課 課長補佐
- 田上 豊資 高知県健康福祉部 副部長
 内藤 佳津雄 日本大学文理学部心理学教室 助教授
 中村 裕之 高知大学医学部医学科社会医学講座 教授 (環境医学教室)
 林田 賢史 広島大学大学院医歯薬学総合研究科 助手
 柳原 博樹 岩手県保健福祉部保健衛生課 総括課長
- 山縣 然太郎 山梨大学大学院医学工学総合研究科 教授 (社会医学講座)

オブザーバ

- 辻 一郎 東北大学大学院医学系研究科 教授 (社会医学講座公衆衛生学分野)
- 久野 譜也 筑波大学大学院 助教授 (人間総合科学研究科社会医学専攻)
- 曾根 智史 国立保健医療科学院 部長 (公衆衛生政策部)
- 石井 みどり 日本歯科医師会 常任理事
- 荒木 善光 広島大学大学院医歯薬学総合研究科

報告書執筆者(○ 執筆責任者)

- 第Ⅰ部 烏帽子田彰(○)/川越雅弘
- 第Ⅱ部 山縣然太郎(○)/中村裕之/林田賢史/田上豊資(○)
- 第Ⅲ部 市川一宏
- 参考資料 石田光広